

嵐山町議会令和2年第1回臨時会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (9月15日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
本会議に出席した事務局職員	4
説明のための出席者	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	6
町長挨拶	7
報告第4号の上程、説明、質疑	7
同意第3号の上程、説明、質疑、採決	14
同意第4号の上程、説明、質疑、採決	20
閉会の宣告	22
署名議員	23

◎ 招 集 告 示

嵐山町告示第166号

令和2年第1回嵐山町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年9月9日

嵐山町長 佐久間 孝 光

1. 期 日 令和2年9月15日

2. 場 所 嵐山町議会議場

3. 付議事件

- 1) 専決処分の報告について
- 2) 嵐山町副町長の選任につき同意を求めることについて
- 3) 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	小 林	智	議 員	2 番	山 田	良 秋	議 員
3 番	狛 守	勝 義	議 員	4 番	藤 野	和 美	議 員
6 番	大 野	敏 行	議 員	7 番	畠 山	美 幸	議 員
8 番	長 島	邦 夫	議 員	9 番	青 柳	賢 治	議 員
1 0 番	川 口	浩 史	議 員	1 1 番	松 本	美 子	議 員
1 2 番	渋谷	登 美 子	議 員	1 3 番	森	一 人	議 員

○ 不 応 招 議 員 (な し)

令和2年第1回嵐山町議会臨時会

議事日程（第1号）

9月15日（火）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（森議長）
- 日程第 4 報告第4号 専決処分の報告について
- 日程第 5 同意第3号 嵐山町副町長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 6 同意第4号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○出席議員（12名）

1番	小林	智	議員	2番	山田	良秋	議員
3番	狩守	勝義	議員	4番	藤野	和美	議員
6番	大野	敏行	議員	7番	畠山	美幸	議員
8番	長島	邦夫	議員	9番	青柳	賢治	議員
10番	川口	浩史	議員	11番	松本	美子	議員
12番	渋谷	登美子	議員	13番	森	一人	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	菅	原	浩	行
書	記	安	在	洋	子

○説明のための出席者

佐久間	孝	光	町	長	
青木		務	参事兼総務課	長	
永島	宣	幸	教	育	長
村上	伸	二	教育委員会事務局	長	

◎開会の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第1回臨時会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和2年第1回嵐山町議会臨時会は成立いたしました。

これより開会いたします。

(午前 9時59分)

◎開議の宣告

○森 一人議長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○森 一人議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第9番 青柳賢治 議員

第10番 川口浩史 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○森 一人議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、本日午前9時半より議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

松本議会運営委員会委員長。

松本議員、自席でお願いいたします。自席のままです。

○松本美子議会運営委員長 それでは、改めまして皆様、おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第1回臨時議会を前にして、本日午前9時30分から議会運営委員会を開催いたしました。

出席委員は、議会運営委員及び委員外議員出席者として森議長、並びに出席要求に基づく出席者として佐久間町長、青木参事兼総務課長にご出席をいただきまして、提出されます議案について説明を求めました。

審議案件は、長提出議案の報告1件、人事2件、計3件ということでございます。

その後、委員会で協議した結果、第1回臨時会は、本日9月15日の1日間とすることに決定をいたしました。

会期予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告いたしました。

○森 一人議長 お諮りいたします。

本臨時会の会期につきましては、委員長報告のとおり本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎諸般の報告

○森 一人議長 日程第3、ここで諸般の報告をいたします。

初めに、議員の異動について報告いたします。

令和2年8月18日をもって、副議長佐久間孝光議員の辞職を許可いたしましたので、ご了承を願います。

次に、議事日程につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本臨時会に提出されました議案につきまして報告いたします。

町長提出議案3件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、本臨時会につきまして、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、発言等は自席にて着座でお願いいたします。ご了承をお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎町長挨拶

○森 一人議長 次に、議会の招集に当たり、町長より発言を求められておりますので、この際発言を許可します。

佐久間町長。

〔佐久間孝光町長登壇〕

○佐久間孝光町長 おはようございます。森議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

本日、令和2年第1回嵐山町議会臨時会を招集いたしましたところ、大変ご多用の中、また急な招集にもかかわらずご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

令和2年8月30日執行の嵐山町長選におきまして、「人が宝のまちづくり」をテーマに町民の方々に訴えさせていただきました。おかげさまで無投票にて当選することができ、9月9日に第6代嵐山町長に就任いたしました。議会の皆様方には、様々な形でご指導いただきますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

さて、本来であれば所信の一端を述べさせていただくべきところではございますが、9月29日には第3回の嵐山町定例会も控えておりますので、その際お話をさせていただきたく思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

皆様もご承知のとおり、岩澤前町長が多くの大事業の種をまいてくださいました。私の最初の使命は、まずこの大切な事業一つ一つを着実に進め、根づかせ、大輪の花を咲かせることであると認識をいたしております。ぜひ皆様方のご理解、ご協力よろしくをお願いいたします。

それでは、この後は着座にて報告させていただきます。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○森 一人議長 日程第4、報告第4号 専決処分 の報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 報告第4号 専決処分 の報告について。

報告第4号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第4号は、専決処分の報告についての件でございます。損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定についてに基づき専決処分したので、同法同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、報告第4号の細部につきまして説明をさせていただきます。

議案書裏面の専決処分書をまずお聞きいただきたいと存じます。損害賠償額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、令和2年6月19日に専決処分を行ったものでございます。

別紙を御覧いただきたいと存じます。損害賠償の相手方でございますが、嵐山町大字菅谷578番地2の沖洋人氏でございます。

損害賠償の額は74万2,478円でございます。損傷を受けた車両の修理に要する経費といたしまして賠償を行うものでございます。

次に、事故の概要でございますが、本年5月22日午前10時頃、菅谷小学校西門付近におきまして、職員が刈払機を用い除草作業を行っていた際、飛び石により付近の町道に停車していた車両の後部ガラスを割るなど損傷を与えたものでございます。

損害賠償額につきましては、町が加入をしております総合賠償補償保険から修理事業者に対しまして全額を直接お支払いしてございます。

なお、当該職員につきましては、改めて所属長から、これまで以上に細心の注意を払い業務に当たるよう指導を行ってございます。

以上、報告第4号の細部説明とさせていただきます。よろしくお申し上げます。

○森 一人議長 この際、何かお聞きしたいことはございますか。

第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） それでは、着座でちょっとお聞きしますけれども、職員さんというのは町の職員さん、学校の関係の方というふうに推測いたします。その方が町道に止まっていた車の後部のガラスを小石にて割ってしまったということでございます。最近、こういう事故非常に多いのです。町道においても、また県道等においても、

作業員は必ず道路側についてはフェンスを張って、絶対小石が行かないように、小石といっても、石が小さくても1点に集中してそこに行きますから、簡単に割れるのです。私もほかのところ目にしてはいますが、これはよっぽど注意をしないと、再発というのはあるかなというふうに思います。

もちろん、この除草に関してやったことだというふうに思いますので、対策としては十分注意するということをございますけれども、注意する以外に、今言ったようにフェンス等を必ず向けて、外には飛び出ないように、またはその後ろにあっても、これは学校の車であろうと役所の車であろうと、あれば必ず損害を与えてしまうわけですから、そこら辺のあれを対応といいますか、注意ということではなくて、対応を何かしているのであればお聞きしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、お答えをさせていただきたいというふうに存じます。

今、議員さんのほうのご質問の中にもございました。過去にも同様の件があったというふうに承知をしております。また、例えばシルバー人材センターでも除草作業を多々行っておると思いますが、そういった中でも同様の事故があったと、こんなお話も伺っております。

例えば業者さんに委託をして、県道等を刈っている様子をたまに見かけますが、そうした場合には複数名が従事をし、お一人の方がフェンスのようなものを持ってそういったことを防止をすると、こうした業務を行っていることも目にします。

ただ、役場の業務の中で、なかなか複数名でそのような万全な対応というのでしょうか、そのような形で業務を行うというのは、実情から鑑みればなかなか厳しい面があるというふうに思います。やはり第一には除草作業に当たる職員が、その刈払機の使い方、作業の仕方、こういったことを熟知をする。並びに作業に当たっては、本当に細心の注意を払って業務に当たる、こうしたことをやっていくということが大変重要かというふうに思っております。

町では、平成29年から法に基づく講習会、刈払機の作業をする方が受ける講習会、こうしたものに毎年複数名を派遣をさせていただいてございます。やはりこういった講習会を多くの職員が受講することによって安全な作業ができると、こういうような

取組を継続して行っているということでございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 内容は分かりました。最近、そういう危険性があるところには刈払機は使わないのですよね。細かいことですが、バリカン方式のカッターみたいのがございまして、そういう危険物が飛ぶようなところについては、そういう器具を利用するというのもございます。

ですから、そういう内容についても精査をしながら、場所等には選んでやっていただくような方法がよいかというふうに思いますので、ご検討いただければというふうに思います。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 私も対策について何おうと思っていたのです。それで、今のお答えですと、今後も発生すると思わざるを得ないのです、使い方だとか作業の仕方だとかということでは。やはりフェンスか何か持って、石が飛ばないような、そういう形を取っていかない限りは、いくら使い方で、草で石が見えないわけですから、私もよくやりましたけれども。

それと、今バリカンのような方式にするかと。そういう対策にしない限り、この事故は今後も起きると思うのです。それではやっぱりまずいので、今回は車だったからいいけれども、これが人、人間であれば大変ですよ。そういうことで、具体的な策をやっぱりしていくことが大事だと思うのですけれども、そのお考えはないのか伺いたいと思います。

それから、この職員の方は講習は受けていたのかどうか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

今議員さんの質問にもございましたが、全くこの先こういった同様の事故が起こらないかということは、なかなか申し上げられないというふうに思います。

先ほどの長島議員さんのお話の中にもございましたが、その刈払機を使って除草が

できる箇所か否か、こうしたものを作業に当たる際にしっかり認識をしていただいて、安全な使用ができるような場所であれば刈払機を使うと、そうでないような状況であれば他の方法で除草をすると、こうしたことについて職員には心がけていただくように図っていきたいというふうに考えてございます。

それと、当該職員が受講しているか否かでございますが、この職員については、これまで受講はしてございません。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうすると、一つは講習を一遍に全員が、職員が受けるというのは難しいわけですが、できるだけ早く受けてもらうようにしていただきたいというふうに思います。

それで、バリカンでできるのであればということですので、それではバリカンはあるわけなのですね、町のほうに。ちょっとそこを確認しておきたいと思うのです。

草刈機であったほうがよかった場合の対策、これが総務課長からは明確な答弁ないのです。安全を図ってやるという程度で。多分これだって、このときだって安全を図りながら草刈りしていたと思うのです。だけれども、こういう事故が起きてしまったということでもありますから、やはり誰か刈っているときには、もう一人の人が石が飛ばないように対策を取ると。フェンスというのかな、何かこれ持ってやるということが、これをやらない限り、草刈機を使う場合はこれ防げないというふうに思うのですけれども、これどうですか。担当としては教育委員会、学校ですから、今後の対策として具体的に伺いたいと思うのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

川口議員がおっしゃるとおりだと思います。やはり通常、日常ですと職員、校長先生だったりとか用務員さんとかが時間を見つけて草刈り等も行っているわけなのですが、当然それも十分安全を配慮して、当然子どもたちもいない、周りにも人もいないという中でやったりしているわけですが、今回このような事故が起きてしまったということで、やはりしっかり除草作業、今年は雨も多くて草も伸びるのが

多かったですけれども、学校のマンパワーだけでもなかなか厳しいところがありますので、今年に関しても教育委員会の職員も応援に行ったりして、複数で草刈り等、住民の方からもあそこを刈ってもらいたいというようなご要望がある中で、管小のあの第三の居場所からパイパスに向かうのりのところですか、あれも役場の職員、我々教育委員会の職員などで4、5名で行ったのですけれども、複数でやってそういった例えばコンパネを置いて飛ばないようにするとか、そういった形で大々的にやる時には単独で草刈り等はせずに、できるだけ複数で我々も応援しながら、そういった安全対策を講じていきたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 バリカン型の刈払機があるのかということですが、答弁ございます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

総務課では、バリカンのほうは今用意はしておりません。ただ、それぞれの担当課のほうでこういった備品については用意をして、バリカンということではなくて、それぞれの業務を行う課で用意をしておくこともございます。大変申し訳ありませんが、町にどのくらいのそういったバリカンがあるのかということにつきましては承知をしてございません。申し訳ございません。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 教育委員会は、ではそういうことでしっかり対応できると思うのですけれども、ほかのところでもやる場合に、ちょっと今の総務課長の答弁ですと、そっちではまだ事故が起きるなと思わざるを得ないのです。

これ町長どうですか、1人が草刈機の場合、もう一人はコンパネとかそういうのを持って対応する、2人でやる方向を検討していただきたいと思いますと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えをさせていただきます。

今、川口議員のほうから大変的確なご指摘をいただきました。また、長島議員のほうからは具体的な対策も示していただきました。そういったものを十分勘案しながら、安全対策をさらに進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○森 一人議長 ほかに。

第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 今回の今審議している議案にちょっと関連をする問題なのですけれども、これはお願いとか要望みたいになってしまうのですけれども、まず職員あるいは町民、議員等ということで、ボランティアの除草作業を年に何回かやっていますよね。そうしますと、あそこのバイパスの都計道のところやなんかも、この役場の周りもそうですけれども、もちろんあそこは通りも人も激しいですけれども、そういったようなものをやらないで草刈機でバリバリ刈れるところを刈ったり、手刈りをしたりしていますけれども、その辺の対策も併せて、今後は安全対策ということであれば町のほうで考えていっていただければいいのかなと、すみません、質問させていただきます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

毎年議員さんの皆様方にも助けていただいて、ボランティア除草、基本的には年3回行っております。そうした際にも、役場の周辺は危険性は少ないかなというふうに思いますが、せせらぎ水路については歩行者がいたり、通行する車両がございます。私も実際にあそこで草刈機を使うのは、大変自分の中ではちょっと危ないなと、気を付けてやらなければいけないなと、こんな思いがして作業に当たっております。

どれだけの安全対策が図れるかということもあろうかと思いますが、先ほど来申し上げておりますが、やはりまずは作業を行う方が本当に慎重に行っていただくと、これがまず第一だというふうに思います。それに加えて、できる安全対策は当然図っていかねばいけないと、このように考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 確認したいのですけれども、今回はこの文章を読む限りだと、私、敷地内に車が止まっていて小石がぶつかったのかなと思っていたのですが、先ほどのお話ですと町道に止まっていた車に小石が当たったということなのですが、町道の場所によっては駐停車禁止とか、そういうところもあったりするわけですが、

今回この損害賠償額というのは、全て町側が100%支払う金額になっているのかどうなのかお伺いしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

停止をした場所というのが、自宅に隣接している町道、本当に自宅の脇でございませう。止まっている車に損害を与えたということもございませうので、過失は町側が100%という割合でございませう。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑がないようですので、本件につきましては、地方自治法施行令第180条第1項の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、採決

○森 一人議長 日程第5、同意第3号 嵐山町副町長の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 同意第3号 嵐山町副町長の選任につき同意を求めることについて。

同意第3号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第3号は、嵐山町副町長の選任につき同意を求めることについての件でございませう。

副町長に高橋兼次氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

高橋兼次氏の経歴につきましては、裏面の資料を御覧願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略させていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） まず、前町長でいらっしゃる岩澤さんを補佐された経験をお持ちでいらっしゃるという高橋兼次さんを指名されました。その最大の理由についてお聞きをしておきたい。

それから、2点目ですけれども、副町長の職務には、職員の担任する事務を監督するということが自治法にうたわれておりまして、副町長を迎える職員体制、このようなことについて、町長としてはどのような所感をお持ちでいらっしゃいますか。この2点についてお尋ねいたします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えをさせていただきます。

まず、高橋さんを副町長に選任をするということの最大の理由は、まずもう既に副町長としての経験をお持ちであること。そしてまた、嵐山町はこれから議員さんご案内のとおり、例えば駅西の整備、あるいは学校の統廃合に基づく小中一貫の新設校の設立等々、大変大きなプロジェクトが進んでおります。高橋副町長というのは、そういった土木だとか、あるいは建築に関しても専門的な見識を持って、そしてまたその当時においてもそういったことだけではなく、幅広く見識を発揮していただいて、素晴らしい実績を残された方でございます。そういったことから、高橋氏にぜひお願いをしたいということで、お願いをさせていただきました。

それから、職員の体制でございますけれども、高橋氏につきましては、もう既に副町長としてのそういったご経験もございますので、職員のどうあるべきかということも十分に認識をしておることと思います。

それと同時に、私自身のそういったいろいろな考えも併せながら、いろいろな方々のご意見をいただく中で、最終的には決定をしていくというふうに思っております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 1点目の町長の答弁は、先ほどのご挨拶にもあったように、大輪を咲かせていくという一つの大事なご指導もいただける立場の副町長だと思います。ぜひとも自分の所信もしっかりとお話をしながら、補佐をしていただくように頑張っていたきたいと思います。

それと、2点目ですけれども、2点目については、この経歴を見ますと、副町長を退かれた後、民間の企業に顧問としていらっしゃったということでございますし、しばらくの間があるわけです。そういったようなことと、職員に対するいわゆるその間に役場の中の職員の人事の動きもあったりしまして、相当な入替えもあるわけです。そのようなことについては、スムーズに役場の仕事が進んでいけるように、進んでいただきたいなというふうに思っているところです。その点だけ町長、ちょっと答弁いただければ。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 今の青柳議員のほうからご指摘いただいた件は、しっかりと受け止めさせていただきながら、職員体制のほうも整えていきたいと思えます。よろしくお願いたします。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第12番、渋谷登美子議員。着座のままでお願いいたします。

○12番（渋谷登美子議員） まず、なぜ定例議会ではなくて臨時議会でこの副町長の選任の同意を求める議案が出てきたのか、伺いたいと思えます。

そして、この高橋さんについては、いつから仕事に就くことになるのか伺いたいと思えます。

またもう一つ、なぜ女性を選ばなかったのか伺いたいと思えます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、ちょっと答弁が漏れていたら言ってください。最初はいつからでしたっけ。

〔「どうして臨時議会で」と言う人あり〕

○佐久間孝光町長 なぜ臨時議会かということですね。先ほど申し上げたとおり、もう既に嵐山町は大きなプロジェクトが同時並行で進んでいるわけでありまして。先ほど申し上げたように、駅前前の西口のこと、それからまたラベンダーの運営の仕方、そしてまた花見台工業団地の隣接地、そして川島地区においては都計道の開通、あるいはそこに伴った産業団地の設立、そしてまた学校のほうの小中一貫校の設置等々、これど

れ一つ取っても大事業なわけでありませぬ。こういう時期において、少しでもそういった事業を一日も早く進めるということにおいては、やはり私だけではなくて副町長もいる中で進めていくということが、さらにいろんな多角的な観点から正確な判断ができるだろうということで、一日も早くそういったお力もいただきたいということで、今回の臨時議会を招集させていただきました。

それから、あといつからということでございますけれども、そういった観点でありますので、私は今回議会の皆様方の承認を得られるならば、明日から勤務に就いていただき、早速仕事のほうを始めていただきたいというふうに考えております。

それから、あともう一点の女性に関してですけれども、これは女性だとか男性だとかということではなくて、私がいろいろな経験上、あるいは私の知り得る方たちの中から考えたときには高橋氏がベストであろうというような判断の下に、高橋氏にお願いしたということであります。ですから、女性をあえて選ばなかったとかいうようなことではございません。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そうしますと、私はすごくもともと疑問なのですけれども、町長就任から1週間後に副町長の選任議案を出し、そして次の日から就任していただくということは、既にもう新しい人では町政を任すことが、町長自体は副町長として新しい人に任すことはできない、そういうふうな観点があったのかということと、もう一つ私は、少なくとも定例議会までの間だったら職員の人と十分に話し合っ、実際にどのようなことが行われているかということの協議があってもよかったのかなと思うのですが、それもなく、そして全てのことを高橋兼次さんと一緒に、副町長と、前町長の下の今までの仕事を続けていく、そういった観点で、この今の新町長体制が進むということでしょうか。

それともう一点、なぜ女性を選任しなかったかというのは今までのとおりですけれども、あえて言うのは、今嵐山町は女性が非常に政治参画しにくい状況になっている。日本全体もそういうふうな状況になっている中で選んでこないということは、あえてそういうふうな、もともとそうしないで高橋兼次さんでいこうというふうなことが初めから決まっていたということでしょうか、伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えをさせていただきます。

副町長の人事につきましては、最初から高橋兼次氏にお願いするというようなことはありません。また、最初から女性を外すなどというようなことはございません。先ほど申し上げたとおり、私の知る中で誰が一番ふさわしいだろうかというような観点で選んだわけであります。ですから、私の知り得る中で女性のそういった適任者がいれば、当然その方にお願いをしていたかもしれません。しかし、現実としては、私は高橋兼次氏が一番であろうというように中でお願いをいたしました。

それから、あとは職員とのいろいろなやり取り、これはもう就任当日からいろいろな各課の状況ですとか、あるいは課題ですとか、そういったものはどんどんいろいろな面接をさせていただく中で報告をさせていただいたり、また私のほうから質問があれば質問に答えていただいたり、そういったことは当日から既にやっております。そして、そういう判断をする中で、私一人よりもさらに信頼のおける副町長という存在がいれば、さらに正確あるいはスピーディーに、そして的確な判断につながるだろうというような判断が私の中にありますので、一日も早く副町長には就任をしていただいて、ぜひ力を貸していただきたいという思いでございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 今回の臨時議会に関しましては、9月1日にこちらのほうに連絡がありました。9月1日に臨時議会をするということで、一体何ですかというふうに言ったら、副町長の選任ということでしたから、既に就任以前からそのことはもう決まっていたわけですよ。

私は、こういうふうになぜこんなに、政党政治ではないので、嵐山町は自治体政治でこういったことが起こり得るのかなというのが非常に疑問でした。もともと初めから高橋さんに決まっていたのだなというふうに分かったのです、すぐに議案を見て。ああ、そういうことで、こういうふうな感じで皆さんも了解するだろうから、こういうふうな形で進んできたのだなというふうな形が、そしてそれは今までの流れからして、前副町長だった人をお断りして、そして新しい人を副町長にして、その副町長が退任なさってまた復活するというふうな形ということは、なかなか嵐山町としては、実はすごくかなりいろいろなことが起きているなということが皆さんには分かってこ

ないということがあるなと思っているのですが、それでは何うのですけれども、今までの先ほどの話でしたら、嵐山町はたくさんのビッグな行事がある。それを遂行するために、副町長を高橋兼次氏にというふうな形で選任したということです。

今までのとおり、今までのものをそのまま続けていくために、副町長が高橋氏が適任というふうな形で考えられて、ほかの方は少なくとも佐久間新町長の中には頭に入っていないかったということによろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えをさせていただきます。

まず、前の副町長、安藤副町長の件でありますか。その件に関しては、皆さんもお聞きになったと思いますけれども、6月の議会の冒頭に、前の岩澤町長のほうから副町長がお辞めになりますと、9月8日、同日にお辞めになりますというようなご挨拶があったと思うのです。私もそれを初めてその場で聞いて、少し驚きとともに聞かせていただきました。ですから、私が安藤副町長をお断りしたという事実は全くありませんので、そういうことは誤解だと思しますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、あとは9月1日に云々という話がございました。これは、私は事務局のほうに、例えば私が9月9日に就任をした際に、直近で臨時会を開けるとすればいつになりますかというような問合せを、事務的なことを問合せをただけで、そのときに副町長が誰だとか、そんな話は全くしておりませんので、その辺の誤解はないようにしていただきたいと思います。

それからあとは、岩澤町長が進めてきた同じ事業を同じような方向性でやるのかというようなことに関しましては、そういうことは、これはいいなというふうなものに関しましてはもちろん踏襲をして、そして進めてまいりたいと思います。しかし、中には少し方向性を変えたほうがいいのではないだろうかというものもありますので、そういったところはしっかりとそういった発言をさせていただく中で、その事業の方向性は考えさせていただくというふうに思っております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第3号 嵐山町副町長の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第3号 嵐山町副町長の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

◎同意第4号の上程、説明、質疑、採決

○森 一人議長 日程第6、同意第4号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 同意第4号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

同意第4号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第4号は、嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件でございます。

嵐山町教育委員会委員、宮本大裕氏の任期が令和2年9月30日に満了となるため、引続き同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

宮本大裕氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略させていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 先ほど議会運営委員会の中でも、何期目になるのですかという
うことをお尋ねもしました。今回で3期目だというふうなことでございます。

今回だけではなく、町の役職を選任する場合に、前の町長とはまた違う新しい視点
で、新町長ですからお考えになるのではないかなというふうに思います。間もないこ
とですから、今までの方というふうにお思いになるのかもしれませんが、やはり新し
い感覚等を入れていただくには、新たな考え方を持った、そういう方も必要なのでは
ないかな。今の方が優れていないということではございません。一生懸命やっていた
だいているのは十分分かっておりますが、そういう観点も必要なのではないかなとい
うふうに思うところから、新たに町長をなされた佐久間さんにお聞きをしたいと思
います。お願いいたします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 答えをさせていただきます。

今の長島議員のほうからご指摘をいただいた点は、大変重要な観点であるというふ
うに私も認識をいたしております。

ただ、この宮本大裕委員につきましては、例えば任期が3期目だから今までと同じ
ような考えで、そしてマンネリ化するような、そんな方ではないという認識が私のほ
うではあります。ですから、今の時点においては宮本氏が一番適切であるというよ
うな判断の中で、お願いをしております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第4号 嵐山町教育委員会
委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第4号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 高橋副町長が誕生したわけですよね。こういうときには挨拶があったと思うのですが、今日はないわけなのですか。普通はありますので、ちょっと挨拶ができない事情があるのかどうか。

○森 一人議長 本日同意を皆様がした上で、あした付と先ほど答弁の中で佐久間町長からございましたが。

○10番（川口浩史議員） いや、採択された時点で、いつもあると思っていたのですけれども。

○森 一人議長 現実的に今。

○10番（川口浩史議員） 来ていないわけね。

○森 一人議長 はい。よろしいですか。

○10番（川口浩史議員） 本当は承認を得た時点で挨拶があつてしかるべきだと思うのですけれども。

○森 一人議長 その件につきましては、予定がしていないということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

◎閉会の宣告

○森 一人議長 これにて本議会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これをもちまして第1回嵐山町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時48分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員